

袖ヶ浦公園

1 指定管理者が管理を行う施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

袖ヶ浦公園

袖ヶ浦市飯富 2360 番地

(2) 設置目的

袖ヶ浦公園は、市内で唯一の総合公園であり、上池、下池と一体的に良好な自然環境の創出及び保全を行い、市民に憩いと安らぎの場を提供するとともに、都市の景観及び防災機能の向上等を図ることを目的とする。

(3) 指定管理者が行う業務内容

ア 袖ヶ浦公園の運営に関する業務

イ 袖ヶ浦公園の施設及び設備の維持管理に関する業務

ウ 袖ヶ浦公園の利用料の収納に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 非公募により指名した理由

袖ヶ浦公園の指定管理者は、憩いや遊び、運動など市民の様々な利用目的に対応し、誰もが安心して利用できるよう、安全で快適な安らぎの場を継続して提供し続けることのできる団体が適当である。

現在の指定管理者である袖ヶ浦公園管理組合は、これまで公園周辺住民の協力を得ながら、広大な面積を持つ袖ヶ浦公園を効率良く、きめ細やかな維持管理を行ってきた。そのことにより、袖ヶ浦公園は、今では「水と緑と花の公園」として市外から多くの方が訪れ、県南を代表する総合公園として周知されるまでになった。

以上により、本施設は、維持管理業務に関するノウハウの蓄積及び事業の継続性を要するとともに、地域との連携も重要な施設であることから、袖ヶ浦公園管理組合を指名したものである。

3 指定管理者に指定する団体の概要

名 称	袖ヶ浦公園管理組合
所 在 地	袖ヶ浦市飯富 2360 番地
設立年月日	昭和 59 年 5 月 5 日

資本金	2,300千円
従業員数	20人 ※令和7年1月1日時点
主たる業務内容	1 袖ヶ浦公園に関する受託管理業務 2 業務に必要な知識及び技術の習得 3 袖ヶ浦市が推進する事業への協力 4 利用者の満足度向上のための自主事業 5 組合員の福利厚生に関する業務

4 指定管理者候補が示した施設管理及び運営の提案要旨

(1) 事業計画等

公園施設の管理に当たって、遊戯施設、便益施設等は、目視による日常点検のほか、月に1回は定期的に一般社団法人日本公園施設業協会の点検表に基づく点検を実施する。結果については、チェック表を作成し、記録するほか、市に報告するとともに必要に応じて対策を講じる。

安全対策の強化及びサービスの向上を目的とした講習会への参加や組合員への各種教育を実施する。

袖ヶ浦公園管理組合は、適切な管理運営によって、袖ヶ浦公園の自然豊かな魅力を向上させ、市民が気軽に訪れて自然と触れ合い、人と人がコミュニティを図る憩いの場を提供する。

(2) 管理に対して市が負担する金額(指定管理者候補からの提案金額)

令和 8 年度	56,628 千円
令和 9 年度	57,904 千円
令和 10 年度	59,268 千円
令和 11 年度	60,632 千円
令和 12 年度	62,040 千円

5 指定管理者候補の選定概要について

令和7年10月6日開催の袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会において、施設担当部署が非公募により指名した団体から提出された事業計画書等の提案書類を、袖ヶ浦市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年条例第17号。以下「指定

手続条例」という。) 第5条に規定する選定基準を更に細分化した審査基準に基づき、審査及び採点を行った結果を基に、委員長と審査対象の施設担当部署の委員を除いた委員10名が指定管理者の候補者としての適確性等を審議した。

その結果、全委員が指定管理者の候補者として適当であると認めため、袖ヶ浦公園管理組合を指定管理者候補として選定した。

その後、指定管理者候補との施設の運営管理等に係る基本的事項を掲げた基本協定書の締結の協議が整ったことから、同団体を袖ヶ浦公園の指定管理者として指定するものである。

採 点 結 果

施設名称：袖ヶ浦公園【非公募】

応募団体：袖ヶ浦公園管理組合

評価点数	174点	
上記評価に対する 選定委員会の判定	適正	不適正
	10名	0名

評価項目と配点

選定基準	審査項目	配点		劣	普通	優	特優	評価点数
① 指定施設の利用に 関し不当な差別的取 扱いが行われるおそ れがないこと。 (指定手続条例第 5条第1項第1号)	ア 平等な利用を図るた めの具体的な手法	30	30	失格	18	24	30	24
② 指定施設の設置の 目的に照らし、当該 施設の効用を最大限 に發揮させ、その管 理を効率的、かつ、効 果的に行うことができる ものであるこ と。 (指定手続条例第 5条第1項第2号)	ア 施設の設置目的及び 市が示した管理の方針	20	105	0	12	16	20	16
	イ 利用者の増加を図る ための具体的手法	9		0	3	6	9	3
	ウ サービスの向上を図 るための具体的手法及 び当該施設の効用を最 大限に發揮させるため の手法	31		0	17	24	31	22
	エ 施設の維持管理の内 容、適確性及び実現の可 能性	20		失格／0	12	16	20	14
	オ 管理に係る経費の縮 減効果	25		失格／0	3	20	25	3
③ 指定施設の管理を 安定的、かつ、適確に 遂行するに足りる人 的構成及び財産的基 礎を有するものであ ること。 (指定手続条例第 5条第1項第3号)	ア 収支計画の内容、適確 性及び実現の可能性	20	100	失格	12	16	20	16
	イ 安定的な運営が可能 となる人的能力	30		0	18	24	30	18
	ウ 安定的な運営が可能 となる財政的基盤	40		失格／0	24	32	40	24
	エ 類似施設の運営実績	10		0	6	8	10	8
④ その他市長等が必 要と認める事項を満 たしていること。 (指定手続条例第 5条第1項第4号)	ア 個人情報保護	10	40	失格	6	8	10	6
	イ 危機管理	20		0	12	16	20	12
	ウ 再委託の管理	10		0	6	8	10	8
合 計		275	275	失格	149	218	275	174

【採点方法】「特優」「優」「普通」「劣」の4段階を基本として評価する。ただし、②オについては、経費の削減割合に応じて評価する。

【欠落事項】ア 袖ヶ浦市公の施設の指定候補者選定委員会における審議の結果、審査項目の全てを「普通」とした合計点数(149点)以上を獲得できなかった場合。

イ 審査項目のうち、運営管理に大きく支障をきたす項目を「劣」とする委員が過半数いた場合。

【その他】審査においては、「審査項目」を更に細分化した小項目ごとに審査を行っている。そのため、「評価点数」が「特
優」「優」「普通」「劣」の配点と必ずしも一致しない場合がある。